



秋田県公報

目 次

ページ

人事委員会細則	
人事委員会細則四 五 一 (職員の任用に関する実施細則)の一部を改正する細則	1

人事委員会細則

人事委員会細則四 五 一 (職員の任用に関する実施細則)の一部を改正する細則
 をここに公布する。

平成十七年八月二十三日

秋田県人事委員会事務局長 篠 田 侃

人事委員会細則四 五 一 (職員の任用に関する実施細則)の一部を改正する
 細則

細則四 五 一 (職員の任用に関する実施細則)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「蒔田海壽味次郎」註解「麗」の次に「瀧」註「立」ヲ
 母(」を加える。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄